



事業年度終了(決算後4ヶ月以内に提出)

(法第11条2項)  
(法第11条3項)

## 建設業許可申請書の変更届出書

岡山県知事 殿

岡山県知事 許可 ( 般 特 ) 第 号

工事業 令和 年 月 日許可

法人番号

届出者

事業年度(第 期、平成 年 月 日から令和 年 月 日まで)が終了しましたので、下記の書類を提出します。

- (1) 工事経歴書
- (2) 直前3年の各事業年度における工事施工金額
- (3) 使用人数
- (4) 健康保険等の加入状況(従業員数に変更がある場合)
- (5) 建設業法施行令第3条に規定する使用人の一覧表(変更がある場合)
- (6) 貸借対照表及び損益計算書
- (7) 株主資本等変動計算書及び注記表(法人の場合)
- (8) 事業報告書(株式会社の場合)
- (9) 附属明細表(資本金の額が1億円を超える又は貸借対照表の負債の部に計上した額の合計額が200億円以上の株式会社の場合)
- (10) 法人(個人)事業税納付済額証明書(岡山県知事許可の場合)
- (11) 定款(変更がある場合)

### 記載要領

- 1 許可業種については完工実績の有無にかかわらず、許可を有する工事業種をすべて記載すること。
- 2 (1)から(11)までの事項については今回提出するものの番号を○で囲むこと。

## 工 事 経 歴 書

（建設工事の種類） 工事 （ 税込 ・ 税抜 ）

番号	注文者	元請 又は 下請 の別	JVの 別	工 事 名	工事現場の ある都道府 県及び市区 町村名	配置技術者		請負代金の額		工 期			
						氏 名	主任技術者又は監理技術者の別 (該当箇所にレ印を記載)		うち ( ・PC ・法面処理 ・鋼橋上部 )	着工年月		完成又は 完成予定年月	
							主任技術者	監理技術者		千円	千円	令和 年 月	令和 年 月
									千円	千円	令和 年 月	令和 年 月	
									千円	千円	令和 年 月	令和 年 月	
									千円	千円	令和 年 月	令和 年 月	
									千円	千円	令和 年 月	令和 年 月	
									千円	千円	令和 年 月	令和 年 月	
									千円	千円	令和 年 月	令和 年 月	
									千円	千円	令和 年 月	令和 年 月	
									千円	千円	令和 年 月	令和 年 月	
									千円	千円	令和 年 月	令和 年 月	
									千円	千円	令和 年 月	令和 年 月	
									千円	千円	令和 年 月	令和 年 月	
									千円	千円	令和 年 月	令和 年 月	
									千円	千円	令和 年 月	令和 年 月	
									千円	千円	令和 年 月	令和 年 月	
									千円	千円	令和 年 月	令和 年 月	
									千円	千円	令和 年 月	令和 年 月	
									千円	千円	令和 年 月	令和 年 月	
									千円	千円	令和 年 月	令和 年 月	
									千円	千円	令和 年 月	令和 年 月	

小 計				うち 元請工事	

合 計				うち 元請工事	

## 記載要領

**この要領を提出書類に印刷して添付する必要はありません。**

- 1 この表は、法別表第一の上欄に掲げる建設工事の種類ごとに作成すること。
- 2 「税込・税抜」については、該当するものに丸を付すこと。
- 3 この表には、申請又は届出をする日の属する事業年度の前事業年度に完成した建設工事（以下「完成工事」という。）を記載すること。  
記載を要する完成工事の範囲については、以下のとおりである。
  - (1) 経営規模等評価の申請を行う者の場合
    - ① 元請工事（発注者から直接請け負った建設工事をいう。以下同じ。）に係る完成工事（工事進行基準を採用している場合又は会社が顧客との契約に基づく義務の履行の状況に応じて当該契約から生ずる収益を認識する場合にあつては、完成工事及び未完成工事。以下同じ。）について、当該完成工事に係る請負代金の額（工事進行基準を採用している場合又は会社が顧客との契約に基づく義務の履行の状況に応じて当該契約から生ずる収益を認識する場合にあつては、完成工事高。以下同じ。）の合計額のおおむね7割を超えるところまで、請負代金の額の大きい順に記載すること（令第1条の2第1項に規定する建設工事については、10件を超えて記載することを要しない。）。ただし、当該完成工事に係る請負代金の額の合計額が1,000億円を超える場合には、当該額を超える部分に係る完成工事については記載を要しない。
    - ② それに続けて、既に記載した元請工事以外の元請工事及び下請工事（下請負人として請け負った建設工事をいう。以下同じ。）に係る完成工事について、すべての完成工事に係る請負代金の額の合計額のおおむね7割を超えるところまで、請負代金の額の大きい順に記載すること（令第1条の2第1項に規定する建設工事については、10件を超えて記載することを要しない。）。ただし、すべての完成工事に係る請負代金の額の合計額が1,000億円を超える場合には、当該額を超える部分に係る完成工事については記載を要しない。
  - (2) 経営規模等評価の申請を行わない者の場合  
主な完成工事について、請負代金の額の大きい順に記載すること。
- 4 下請工事については、「注文者」の欄には当該下請工事の直接の注文者の商号又は名称を記載し、「工事名」の欄には当該下請工事の名称を記載すること。
- 5 「元請又は下請の別」の欄は、元請工事については「元請」と、下請工事については「下請」と記載すること。
- 6 「注文者」及び「工事名」の記入に際しては、その内容により個人の氏名が特定される事のないよう十分に留意すること。
- 7 「JVの別」の欄は、共同企業体（JV）として行った工事について「JV」と記載すること。
- 8 「配置技術者」の欄は、完成工事について、法第26条第1項又は第2項の規定により各工事現場に置かれた技術者の氏名及び主任技術者又は監理技術者の別を記載すること。また、当該工事の施工中に配置技術者の変更があつた場合には、変更前の者も含むすべての者を記載すること。監理技術者補佐を置いた場合又は特定専門工事に該当し主任技術者を配置しなかつた場合はその旨を記載すること。
- 9 「請負代金の額」の欄は、共同企業体として行った工事については、共同企業体全体の請負代金の額に出資の割合を乗じた額又は分担した工事額を記載すること。また、工事進行基準を採用している場合には、当該工事進行基準が適用される完成工事について、会社が顧客との契約に基づく義務の履行の状況に応じて当該契約から生ずる収益を認識する場合には、当該契約に係る完成工事について、その完成工事高を括弧書で付記すること。
- 10 「請負代金の額」の「うち、PC、法面処理、鋼橋上部」の欄は、次の表の（一）欄に掲げる建設工事について工事経歴書を作成する場合において、同表の（二）欄に掲げる工事があるときに、同表の（三）に掲げる略称に丸を付し、工事ごとに同表の（二）欄に掲げる工事に該当する請負代金の額を記載すること。

(一)	(二)	(三)
土木一式工事	プレストレストコンクリート構造物工事	PC
とび・土工・コンクリート工事	法面処理工事	法面処理
鋼構造物工事	鋼橋上部工事	鋼橋上部

- 11 「小計」の欄は、ページごとの完成工事の件数の合計並びに完成工事及びそのうちの元請工事に係る請負代金の額の合計及び9により「PC」、「法面処理」又は「鋼橋上部」について請負代金の額を区分して記載した額の合計を記載すること。
- 12 「合計」の欄は、最終ページにおいて、すべての完成工事の件数の合計並びに完成工事及びそのうちの元請工事に係る請負代金の額の合計及び9により「PC」、「法面処理」又は「鋼橋上部」について請負代金の額を区分して記載した額の合計を記載すること。

## 工 事 経 歴 書

（建設工事の種類） 工事 （ 税込 ・ 税抜 ）

番号	注文者	元請 又は 下請 の別	JVの 別	工 事 名	工事現場の ある都道府 県及び市区 町村名	配置技術者		請負代金の額		工 期							
						氏 名	主任技術者又は監理技術者の別 (該当箇所にレ印を記載)	千円	千円	着工年月		完成又は 完成予定年月					
														主任技術者	監理技術者		
										千円	千円	平成	年	月	平成	年	月
										千円	千円	平成	年	月	平成	年	月
										千円	千円	平成	年	月	平成	年	月
										千円	千円	平成	年	月	平成	年	月
										千円	千円	平成	年	月	平成	年	月
										千円	千円	平成	年	月	平成	年	月
										千円	千円	平成	年	月	平成	年	月
										千円	千円	平成	年	月	平成	年	月
										千円	千円	平成	年	月	平成	年	月
										千円	千円	平成	年	月	平成	年	月
										千円	千円	平成	年	月	平成	年	月
										千円	千円	平成	年	月	平成	年	月
										千円	千円	平成	年	月	平成	年	月
										千円	千円	平成	年	月	平成	年	月
										千円	千円	平成	年	月	平成	年	月

小 計				うち 元請工事	

合 計				うち 元請工事	

## 記載要領

この要領を提出書類に印刷して添付する必要はありません。

- 1 この表は、法別表第一の上欄に掲げる建設工事の種類ごとに作成すること。
- 2 「税込・税抜」については、該当するものに丸を付すこと。
- 3 この表には、申請又は届出をする日の属する事業年度の前事業年度に完成した建設工事（以下「完成工事」という。）を記載すること。記載を要する完成工事の範囲については、以下のとおりである。
  - (1) 経営規模等評価の申請を行う者の場合
    - ① 元請工事（発注者から直接請け負った建設工事をいう。以下同じ。）に係る完成工事（工事進行基準を採用している場合又は会社が顧客との契約に基づく義務の履行の状況に応じて当該契約から生ずる収益を認識する場合にあつては、完成工事及び未完成工事。以下同じ。）について、当該完成工事に係る請負代金の額（工事進行基準を採用している場合又は会社が顧客との契約に基づく義務の履行の状況に応じて当該契約から生ずる収益を認識する場合にあつては、完成工事高。以下同じ。）の合計額のおおむね7割を超えるところまで、請負代金の額の大きい順に記載すること（令第1条の2第1項に規定する建設工事については、10件を超えて記載することを要しない。）。ただし、当該完成工事に係る請負代金の額の合計額が1,000億円を超える場合には、当該額を超える部分に係る完成工事については記載を要しない。
    - ② それに続けて、既に記載した元請工事以外の元請工事及び下請工事（下請負人として請け負った建設工事をいう。以下同じ。）に係る完成工事について、すべての完成工事に係る請負代金の額の合計額のおおむね7割を超えるところまで、請負代金の額の大きい順に記載すること（令第1条の2第1項に規定する建設工事については、10件を超えて記載することを要しない。）。ただし、すべての完成工事に係る請負代金の額の合計額が1,000億円を超える場合には、当該額を超える部分に係る完成工事については記載を要しない。
  - (2) 経営規模等評価の申請を行わない者の場合  
主な完成工事について、請負代金の額の大きい順に記載すること。
- 4 下請工事については、「注文者」の欄には当該下請工事の直接の注文者の商号又は名称を記載し、「工事名」の欄には当該下請工事の名称を記載すること。
- 5 「元請又は下請の別」の欄は、元請工事については「元請」と、下請工事については「下請」と記載すること。
- 6 「注文者」及び「工事名」の記入に際しては、その内容により個人の氏名が特定される事のないよう十分に留意すること。
- 7 「JVの別」の欄は、共同企業体（JV）として行った工事について「JV」と記載すること。
- 8 「配置技術者」の欄は、完成工事について、法第26条第1項又は第2項の規定により各工事現場に置かれた技術者の氏名及び主任技術者又は監理技術者の別を記載すること。また、当該工事の施工中に配置技術者の変更があつた場合には、変更前の者も含むすべての者を記載すること。監理技術者補佐を置いた場合又は特定専門工事に該当し主任技術者を配置しなかつた場合はその旨を記載すること。
- 9 「請負代金の額」の欄は、共同企業体として行った工事については、共同企業体全体の請負代金の額に出資の割合を乗じた額又は分担した工事額を記載すること。また、工事進行基準を採用している場合には、当該工事進行基準が適用される完成工事について、会社が顧客との契約に基づく義務の履行の状況に応じて当該契約から生ずる収益を認識する場合には、当該契約に係る完成工事について、その完成工事高を括弧書で付記すること。
- 10 「請負代金の額」の「うち、PC、法面処理、鋼橋上部」の欄は、次の表の（一）欄に掲げる建設工事について工事経歴書を作成する場合において、同表の（二）欄に掲げる工事があるときに、同表の（三）に掲げる略称に丸を付し、工事ごとに同表の（二）欄に掲げる工事に該当する請負代金の額を記載すること。

(一)	(二)	(三)
土木一式工事	プレストレストコンクリート構造物工事	PC
とび・土工・コンクリート工事	法面処理工事	法面処理
鋼構造物工事	鋼橋上部工事	鋼橋上部

- 11 「小計」の欄は、ページごとの完成工事の件数の合計並びに完成工事及びそのうちの元請工事に係る請負代金の額の合計及び9により「PC」、「法面処理」又は「鋼橋上部」について請負代金の額を区分して記載した額の合計を記載すること。
- 12 「合計」の欄は、最終ページにおいて、すべての完成工事の件数の合計並びに完成工事及びそのうちの元請工事に係る請負代金の額の合計及び9により「PC」、「法面処理」又は「鋼橋上部」について請負代金の額を区分して記載した額の合計を記載すること。

## 直前3年の各事業年度における工事施工金額

（税込・税抜／単位：千円）

事業年度	注文者の区分		許可に係る建設工事の施工金額				その他の建設工事の施工金額	合計
			工事	工事	工事	工事		
第 期 令和 年 月 日から	元	公 共						
	請	民 間						
令和 年 月 日まで	下 請							
	計							
第 期 令和 年 月 日から	元	公 共						
	請	民 間						
令和 年 月 日まで	下 請							
	計							
第 期 令和 年 月 日から	元	公 共						
	請	民 間						
令和 年 月 日まで	下 請							
	計							
第 期 令和 年 月 日から	元	公 共						
	請	民 間						
令和 年 月 日まで	下 請							
	計							
第 期 令和 年 月 日から	元	公 共						
	請	民 間						
令和 年 月 日まで	下 請							
	計							

**記載要領**

- 1 この表には、申請又は届出をする日の直前3年の各事業年度に完成した建設工事の請負代金の額を記載すること。
- 2 「税込／税抜」については、該当するものに丸を付すこと。
- 3 「許可に係る建設工事の施工金額」の欄は、許可に係る建設工事の種類ごとに区分して記載し、「その他の建設工事」の欄は、許可を受けていない建設工事について記載すること。
- 4 記載すべき金額は、千円単位をもって表示すること。  
ただし、会社法（平成17年法律第86号）第2条第6号に規定する大会社にあつては、百万円単位をもって表示することができる。この場合、「（単位：千円）」とあるのは「（単位：百万円）」として記載すること。
- 5 「公共」の欄は、国、地方公共団体、法人税法（昭和40年法律第34号）別表第一に掲げる公益法人（地方公共団体を除く。）及び第18条に規定する法人が注文者である施設又は工作物に関する建設工事の合計額を記載すること。
- 6 「許可に係る建設工事の施工金額」に記載する建設工事の種類が5業種以上にわたるため、用紙が2枚以上になる場合は、「その他の建設工事の施工金額」及び「合計」の欄は、最終ページにのみ記載すること。
- 7 当該工事に係る実績がない場合においては、欄に「0」と記載すること。

## 直前3年の各事業年度における工事施工金額

（税込・税抜／単位：千円）

事業年度	注文者の区分		許可に係る建設工事の施工金額				その他の建設工事の施工金額	合計
			工事	工事	工事	工事		
第 期 平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで	元請	公共						
		民間						
	下請							
	計							
第 期 平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで	元請	公共						
		民間						
	下請							
	計							
第 期 平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで	元請	公共						
		民間						
	下請							
	計							
第 期 平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで	元請	公共						
		民間						
	下請							
	計							
第 期 平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで	元請	公共						
		民間						
	下請							
	計							
第 期 平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで	元請	公共						
		民間						
	下請							
	計							

**記載要領**

- 1 この表には、申請又は届出をする日の直前3年の各事業年度に完成した建設工事の請負代金の額を記載すること。
- 2 「税込／税抜」については、該当するものに丸を付すこと。
- 3 「許可に係る建設工事の施工金額」の欄は、許可に係る建設工事の種類ごとに区分して記載し、「その他の建設工事」の欄は、許可を受けていない建設工事について記載すること。
- 4 記載すべき金額は、千円単位をもって表示すること。  
ただし、会社法（平成17年法律第86号）第2条第6号に規定する大会社にあつては、百万円単位をもって表示することができる。この場合、「（単位：千円）」とあるのは「（単位：百万円）」として記載すること。
- 5 「公共」の欄は、国、地方公共団体、法人税法（昭和40年法律第34号）別表第一に掲げる公益法人（地方公共団体を除く。）及び第18条に規定する法人が注文者である施設又は工作物に関する建設工事の合計額を記載すること。
- 6 「許可に係る建設工事の施工金額」に記載する建設工事の種類が5業種以上にわたるため、用紙が2枚以上になる場合は、「その他の建設工事の施工金額」及び「合計」の欄は、最終ページにのみ記載すること。
- 7 当該工事に係る実績がない場合においては、欄に「0」と記載すること。



# 使用人数

営業所の名称	技術関係使用人		事務関係使用人	合計
	建設業法第7条第2号イ、ロ若しくはハ又は同法第15条第2号イ若しくはハに該当する者	その他の技術関係使用人		
	人	人	人	人
合計	人	人	人	人

記載要領

- この表には、法第5条の規定（法第17条において準用する場合を含む。）に基づく許可の申請の場合は、当該申請をする日、法第11条第3項（法第17条において準用する場合を含む。）の規定に基づく届出の場合は、当該事業年度の終了の日において建設業に従事している使用人数を、法第17条の2の規定に基づく認可の申請の場合は、譲渡及び譲受け又は合併若しくは分割をした後に、法第17条の3の規定に基づく認可の申請の場合は、相続の認可を受けた後に建設業に従事する予定である使用人数を、営業所ごとに記載すること。
- 「使用人」は、役員、職員を問わず雇用期間を特に限定することなく雇用された者（申請者が法人の場合は常勤の役員を、個人の場合はその事業主を含む。）をいう。
- 「その他の技術関係使用人」の欄は、法第7条第2号イ、ロ若しくはハ又は法第15条第2号イ若しくはハに該当する者ではないが、技術関係の業務に従事している者の数を記載すること。

### 健康保険等の加入状況

- (1) 健康保険等の加入状況は下記のとおりです。  
 (2) 下記のとおり、健康保険等の加入状況に変更があつたので、提出します。

令和 年 月 日

中国地方整備局長  
 北海道開発局長  
 岡山県知事 殿

申請者  
 届出者 \_\_\_\_\_

許可年月日  
 令和 年 月 日

許可番号 国土交通大臣 許可 ( 般 特 \_\_\_\_\_ ) 第 \_\_\_\_\_ 号

(営業所毎の保険の加入状況)

営業所の名称	従業員数	保険加入の有無			事業所整理記号等	
		健康保険	厚生年金保険	雇用保険		
	人 ( 人 )				健康保険	
					厚生年金保険	
					雇用保険	
	人 ( 人 )				健康保険	
					厚生年金保険	
					雇用保険	
	人 ( 人 )				健康保険	
					厚生年金保険	
					雇用保険	
合 計	人 ( 人 )					

記載要領 **この要領を提出する書類に印刷して添付する必要はありません。**

1 この表は、次の(1)及び(2)の場合に、それぞれの場合ごとに作成すること。

- (1) ①現在有効な許可をどの許可行政庁からも受けていない者が初めて許可の申請をする場合  
②現在有効な許可を受けている行政庁以外の許可行政庁に対し新規に許可の申請をする場合  
③一般建設業の許可のみを受けている者が新たに特定建設業の許可の申請をする場合又は特定建設業の許可のみを受けている者が新たに一般建設業の許可の申請をする場合  
④一般建設業の許可を受けている者が他の建設業について一般建設業の許可の申請をする場合又は特定建設業の許可を受けている者が他の建設業について特定建設業の許可の申請をする場合  
⑤既に受けている建設業の許可についてその更新の申請をする場合  
⑥法第17条の2若しくは法第17条の3の規定により建設業者としての地位を承継した者又は法第17条の3の規定により建設業者としての地位の承継の認可の申請をする者がその加入状況を提出する場合

「申請者」  
この場合、「(1)」を○で囲み、「届出者」の「届出者」を消すとともに、「保険加入の有無」の欄は、許可若しくは承継の認可の申請の際又は建設業者としての地位の承継後の加入状況を記入すること。

- (2) ①既提出の表に記入された保険加入の有無に変更があった場合  
②新たに営業所を追加した場合

「申請者」  
この場合、「(2)」を○で囲み、「届出者」の「申請者」を消すとともに、「保険加入の有無」の欄は、変更後の加入状況を記入すること。

2 「中国地方整備局長  
北海道開発局長 「国土交通大臣 「般  
岡山県知事」、「岡山県知事」及び「特」については、不要のものを消すこと。

「申請者」  
3 「届出者」の欄は、この表により建設業の許可の申請等をしようとする者(以下「申請者」という。)の他にこの表を作成した者がある場合には、申請者に加え、その者の氏名も記載すること。この場合には、作成に係る委任状の写しその他の作成等に係る権限を有することを証する書面を添付すること。

4 「許可番号」及び「許可年月日」の欄は、現在2以上の建設業の許可を受けている場合で許可年月日が複数あるときは、そのうち最も古いものについて記入すること。

5 「営業所の名称」の欄は、別記様式第二十二号の五別紙二、別記様式第二十二号の七別紙二、別記様式第二十二号の八別紙二又は別記様式第二十二号の十別紙二に記載した順に記載すること。

6 「従業員数」の欄は、法人にあつてはその役員、個人にあつてはその事業主を含め全ての従業員数(建設業以外に従事する者を含む。)を記載すること。( )内には、役員又は個人事業主(同居の親族である従業員を含む。)の人数を内数として記載すること。

7 「保険加入の状況」の「健康保険」の欄については、適用事業所となつたことについて日本年金機構又は健康保険組合に対して届出を行つている場合は「1」を、従業員が4人以下である個人事業主である場合等の健康保険法の適用が除外される場合は「2」を、健康保険法(大正11年法律第70号)第34条第1項の規定による一括適用の承認に係る営業所(同条第2項の規定により適用事業所でなくなつたものとみなされるものに限る。以下同じ。)については「3」を記入すること。

8 「保険加入の状況」の「厚生年金保険」の欄については、適用事業所となつたことについて日本年金機構に対して届出を行つている場合は「1」を、従業員が4人以下である個人事業主である場合等の厚生年金保険法の適用が除外される場合は「2」を、厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)第8条の2第1項の規定による一括適用の承認に係る営業所(同条第2項の規定により適用事業所でなくなつたものとみなされるものに限る。以下同じ。)については「3」を記入すること。

9 「保険加入の状況」の「雇用保険」の欄については、適用事業となつたことについて公共職業安定所の長に対して届出を行つている場合は「1」を、従業員が1人も雇用されていない場合等の雇用保険法の適用が除外される場合等は「2」を、労働保険の保険料の徴収等に関する法律(昭和44年法律第84号)第9条の規定による継続事業の一括の認可に係る営業所については「3」を記入すること。

10 「事業所整理記号等」の「健康保険」の欄については、事業所整理記号及び事業所番号(健康保険組合にあつては健康保険組合名)を記載すること。ただし、健康保険法第34条第1項の規定による一括適用の承認に係る営業所については、「本店(○○支店等)一括」と記載すること。

11 「事業所整理記号等」の「厚生年金保険」の欄については、事業所整理記号及び事業所番号を記載すること。ただし、厚生年金保険法第8条の2第1項の規定による一括適用の承認に係る営業所については、「本店(○○支店等)一括」と記載すること。

12 「事業所整理記号等」の「雇用保険」の欄については、労働保険番号を記載すること。ただし、労働保険の保険料の徴収等に関する法律(昭和44年法律第84号)第9条の規定による継続事業の一括の認可に係る営業所については、「本店(○○支店等)一括」と記載すること。



# 財 務 諸 表

( 個 人 用 )

様式第十八号 貸借対照表

様式第十九号 損益計算書

事業年度 ( 自 令和 年 月 日 )  
( 至 令和 年 月 日 )

(商号又は名称) \_\_\_\_\_

※ 財務諸表は両面印刷としてください。

**貸借対照表**

令和 年 月 日現在

(商号又は名称) \_\_\_\_\_

資 産 の 部		千円
<b>I 流動資産</b>		
現金預金	_____	_____
受取手形	_____	_____
完成工事未収入金	_____	_____
有価証券	_____	_____
未成工事支出金	_____	_____
材料貯蔵品	_____	_____
その他	_____	_____
貸倒引当金	_____ Δ	_____
<b>流動資産合計</b>	_____	_____ (1)
<b>II 固定資産</b>		
建物・構築物	_____	_____
機械・運搬具	_____	_____
工具器具・備品	_____	_____
土地	_____	_____
建設仮勘定	_____	_____
破産更生債権等	_____	_____
その他	_____	_____
<b>固定資産合計</b>	_____	_____ (2)
<b>資産合計</b>	_____	_____ (3)
		(3)=(1)+(2)

## 負 債 の 部

### I 流動負債

支 払	手 形		
工 事	未 払		
短 期	借 入		
未	払		
未 成 工 事	受 入		
預	り		
引	当		
そ	の		

流 動 負 債 合 計 (4)

### II 固定負債

長 期	借 入		
そ	の		

固 定 負 債 合 計 (5)

負 債 合 計 (6)  
(6)=(4)+(5)

## 純 資 産 の 部

期 首	資 本			(7)→前期末の(11)と一致
事 業 主	借 勘			(8)
事 業 主	貸 勘		△	(9)
事 業 主	利 益			(10)

純 資 産 合 計 (11)  
(11)=(7)+(8)-(9)+(10)

負 債 純 資 産 合 計 (12)  
(12)=(6)+(11)

### 注

消費税及び地方消費税に相当する額の会計処理の方法

**税抜き方式**(消費税非課税業者の場合は抹消して「税込み方式」と記載すること)

## 記載要領

**この要領を提出する書類に印刷して添付する必要はありません。**

- 1 貸借対照表は、財産の状態を正確に判断することができるよう明りように記載すること。
- 2 下記以外の勘定科目の分類は、法人の勘定科目の分類によること。

期首資本金	前期末の資本合計
事業主借勘定	事業主が事業外資金から事業のために借りたもの
事業主貸勘定	事業主が営業の資金から家事費等に充当したもの
事業主利益(事業主損失)	損益計算書の事業主利益(事業主損失)
- 3 記載すべき金額は、千円単位をもって表示すること。
- 4 金額の記載に当たって有効数字がない場合においては、科目の名称の記載を要しない。
- 5 流動資産、有形固定資産、無形固定資産、投資その他の資産、流動負債及び固定負債に属する科目の掲記が「その他」のみである場合においては、科目の記載を要しない。
- 6 流動資産の「その他」又は固定資産の「その他」に属する資産で、その金額が試算の総額の100分の5を超えるものについては、当該資産を明示する科目をもって記載すること。
- 7 記載要領6は、負債の部の記載に準用する。
- 8 「・・・引当金」には、完成工事補償引当金その他の当該引当金の設定科目を示す名称を付した科目をもって掲記すること。
- 9 注は、税抜方式及び税込方式のうち貸借対照表及び損益計算書の作成に当たって採用したものをいう。  
**ただし、経営状況分析申請書又は経営規模等評価申請書に添付する場合には、税抜方式を採用すること。**



**損 益 計 算 書**

自 令和 年 月 日  
至 令和 年 月 日

(商号又は名称) \_\_\_\_\_

千円

**I 売上高**

完成工事高	_____ (13)	
兼業事業売上高	_____ (14)	_____ (15)
		(15)=(13)+(14)

**II 売上原価**

完成工事原価		
材料費	_____ (16)	
労務費	_____ (17)	
(うち労務外注費)	_____ )	
外注費	_____ (18)	
経費	_____ (19)	_____ (20)
		(20)=(16)+(17)+(18)+(19)

兼業事業売上原価	_____ (21)	_____ (22)
		(22)=(20)+(21)

完成工事総利益 (完成工事総損失)	_____ (23)	_____ (23)=(13)-(20)
----------------------	------------	----------------------

兼業事業総利益 (兼業事業総損失)	_____ (24)	_____ (25)
		(24)=(14)-(21)
		(25)=(15)-(22)

### Ⅲ 販売費及び一般管理費

従業員給料手当	_____	
退職金	_____	
法定福利費	_____	
福利厚生費	_____	
維持修繕費	_____	
事務用品費	_____	
通信交通費	_____	
動力用水光熱費	_____	
広告宣伝費	_____	
交際費	_____	
寄付金	_____	
地代家賃	_____	
減価償却費	_____	
租税公課	_____	
保険料	_____	
雑費	_____	_____ (26)

### 営業利益(営業損失)

_____	_____ (27)
	(27)=(25)-(26)

### Ⅳ 営業外収益

受取利息及び配当金	_____	
その他	_____	_____ (28)

### Ⅴ 営業外費用

支払利息	_____	
その他	_____	_____ (29)

### 事業主利益(事業主損失)

_____	_____ (30)
	(30)=(27)+(28)-(29)
	(30)=(10)

## 記載要領

**この要領を提出する書類に印刷して添付する必要はありません。**

- 1 損益計算書は、損益の状態を正確に判断することができるよう明りょうに記載すること。
- 2 「事業主利益(事業主損失)」以外の勘定科目の分類は、法人の勘定科目の分類によること。
- 3 記載すべき金額は、千円単位をもって表示すること。
- 4 金額の記載に当たって有効数字がない場合においては、科目の名称の記載を要しない。
- 5 建設業以外の事業(以下「兼業事業」という。)を併せて営む場合において兼業事業における売上高が総売上高の10分の1を超えるときは、兼業事業の売上高及び売上原価を建設業と区分して表示すること。
- 6 「雑費」に属する費用で、販売費及び一般管理費の総額の10分の1を超えるものについては、それぞれ当該費用を明示する科目を用いて掲記すること。
- 7 記載要領6は、営業外収益の「その他」に属する収益及び営業外費用の「その他」に属する費用の記載に準用す。